

【特別支援学校】

滋賀県立守山養護学校のセンター的機能における (滋賀県立総合病院) 入院治療中の高等部生の学習に関する支援 実施要項

1 目 的

入院治療中の特別支援学校高等部生が学校とつながりをもち、学習を継続できるよう、サポートする。

2 対 象 者

次の条件をすべて満たす特別支援学校高等部生

- ・滋賀県立総合病院に長期入院している特別支援学校高等部生
※(注)長期とは、1か月程度からを想定している。
- ・本人・保護者が希望し、主治医により学習可能と判断された者
- ・在籍校が、守山養護学校のセンター的機能の活用が必要と認めた者

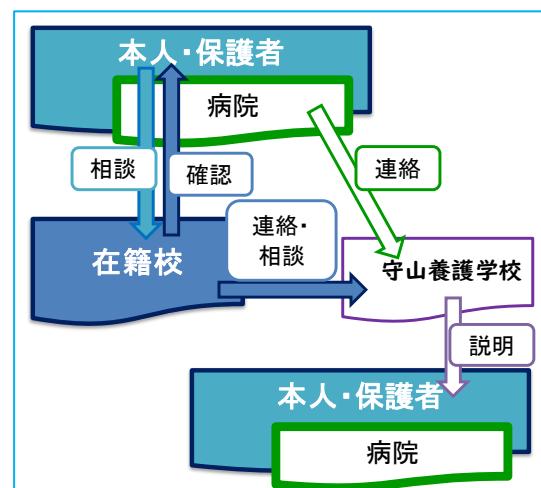
3 手続きおよび内容・方法

(1)本人・保護者は、入院治療中の学習について、病院、在籍校に相談する。

(2)病院は、守山養護学校に連絡する。

(3)在籍校は、保護者に守山養護学校のセンター的機能の活用についての意向を確認し、守山養護学校に連絡・相談する。

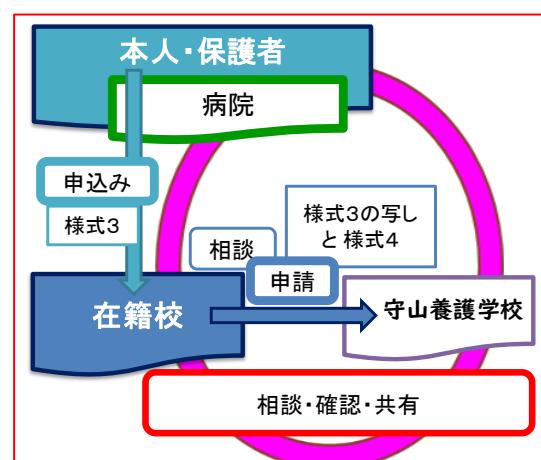
(4)守山養護学校は、センター的機能について、本人・保護者に説明し、**様式3**を配付する。



(5)保護者は、**様式3「入院治療中の学習に関する支援申込書」**の【保護者記入欄】に記入後、主治医に【主治医記入欄】への記入を依頼する。

(6)保護者は、**様式3**を在籍校に提出する。

(7)在籍校は、**様式3の写し**と**様式4「学習に関する支援申請書」**を守山養護学校に提出し、内容・方法について具体的に相談する。



(8)在籍校は、内容・方法を、本人・保護者、守山養護学校と確認し、守山養護学校が支援を開始する。

[例]・在籍校から提供された教材や動画等を使用して守山養護学校の教員がサポート

(8)守山養護学校は、在籍校に、適宜、本人の学習状況等を報告して共有を図る。

終了については、在籍校から守山養護学校に連絡する。